別紙様式１（公募実施要領）

令和６年度化学物質規制対策事業（フロン類の排出削減対策に関する調査）に係る入札可能性調査実施要領

令和６年５月２日
経済産業省
製造産業局
化学物質管理課
オゾン層保護等推進室

経済産業省では、令和６年度化学物質規制対策事業（フロン類の排出削減対策に関する調査）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記１．事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添１登録様式に記入の上、４．提出先までご登録をお願いします。

１．事業内容

(1) 概要

本事業は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書キガリ改正による代替フロンの段階的削減や、２０５０年カーボンニュートラルによるフロン類の排出削減を確実に実施するという政策目標に向けて、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下、「フロン排出抑制法」という。）に基づく指定製品制度を始めとするフロン類使用製品のライフサイクルにおける上流対策の確実かつ発展的な実施を図るための現状調査及び分析を行うこと、また上流対策の強化によって促進されるフロン類使用製品のノンフロン化・低ＧＷＰ（Global Warming Potential）化等に伴う課題を調査分析し、政策目標を達成するために必要な対策等について検討を行うこと等を目的としている。

(2) 事業の具体的内容

１）フロン排出抑制法に基づくフロン類排出抑制対策に関する調査

①　指定製品の目標達成状況のフォローアップ及びプレチャージ調査

２０２４年度（令和６年度）に目標年度を迎える指定製品を中心に、対象製品の製造・輸入事業者を特定し、当該事業者に対して、達成状況・達成見込みについて確認を行う。指定製品の目標値・目標年度は経済産業省のホームページで確認し、目標の達成状況・達成見込み調査の対象製品は担当官と相談の上決定すること。（https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/furon_seihin_seizo.html）

また、「改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について 中間とりまとめ（案）」（２０１４年第６回産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ（以下、「フロンＷＧ」という。））のフォローアップとして、現在の目標値・目標年度設定状況を整理し、今後の課題等について検討を行う。

加えて、海外でフロン類を機器に封入して輸入するプレチャージ輸入品（想定される製品：家庭用エアコン、業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器、自動車用エアコン）は、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下、「オゾン層保護法」という。）の実績報告やフロン排出抑制法の報告徴収の対象外であり実態の把握ができないため、業界団体等を通じてモニタリング調査を行い、過去のプレチャージ輸入品の推移等を整理し、分析する。その上で、担当官の指示に基づき、フロンＷＧ用資料として整理する。

② 算定漏えい量報告の２０２３年度分（令和５年度）集計及び前年度分との比較分析

フロン排出抑制法に基づき事業者から報告されるフロン類の漏えい量データについて、２０２３年度（令和５年度）分の集計結果を取りまとめ、前年度分との比較分析を行う。

③ 「フロン類使用見通し」の見直し

フロン排出抑制法に基づき、２０１５年に示され、２０２０年に改定されたフロン類使用見通しについて、２０３０年見通しの改定及び２０３５年見通しの新規設定について検討するため、最新の状況に関する調査・分析を行う。具体的には、関係業界団体等からのヒアリング等を通じて得られる直近のフロン類の使用状況及び使用見通しに関する情報を整理し、分析する。その上で、担当官の指示に基づき、フロンＷＧ用資料として整理する。

現行のフロン類使用見通しについては、フロン類製造業者等の判断の基準となるべき事項（平成２７年３月３１日経済産業省告示第４９号、令和５年３月３０日経済産業省告示第２５号改正）を参照し、前回見直しの内容については第１５回フロンＷＧ資料３－１を参考にすること。

２）２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けた施策検討のための調査

① 低ＧＷＰ冷媒の普及による課題と対策の整理

モントリオール議定書キガリ改正による代替フロンの削減スケジュールを遵守するためには、フロン類使用製品のノンフロン化・低ＧＷＰ化が急務であるが、グリーン冷媒の中には燃焼性や毒性等を有する物質が含まれるため、冷媒として安全に使用可能な機器や使用環境に制約がある。ＮＥＤＯプロジェクト「省エネ化・低温室効果を達成できる次世代冷媒・冷凍空調技術及び評価手法の開発事業」において燃焼性を有する冷媒を使用した場合の機器のリスクアセスメントが実施されたが、安全を前提にしたノンフロン化・低ＧＷＰ冷媒使用機器の普及のためには、機器の設置時・メンテナンス時・稼働時・廃棄時等あらゆるフェーズにおけるリスクアセスメントや幅広いステークホルダーによる運用面の注意等、リスクに応じた安全対策が必要であると考えられる。

過去の調査結果も踏まえ、各種法令との関係整理、建物の構造を含めた機器設置環境、施工時・使用時・修理時・廃棄時の取扱い、表示、各段階の責任・補償関係、設置業者等の技術者教育等の他、各関係者の理解促進等、業界横断的に連携すべき課題や制約を整理し、販売から廃棄までに渡り安全性を担保した適切な取扱いが可能な管理スキームについて検討を行う。検討に当たっては、関係省庁、関係業界等に個別にヒアリングしたり、検討会を設置したりし、有識者の知見を得ること。

また、現行冷媒からグリーン冷媒に移行するまでに想定される課題として、市中稼働機器に補充するための冷媒が不足する懸念がある。冷媒不足に伴う社会的な混乱を未然に防ぐため、小売業の団体等と連携し、冷媒需給状況について調査し、現状分析を行う。

② 業務用冷凍空調機器等のライフサイクルにわたるフロン類排出量推計

２０５０年カーボンニュートラルの達成に向けた政策効果の検証等を行うためには、フロン類の排出量の実態把握及び将来推計を行う必要がある。２０５０年までの新たな排出削減目標に基づく将来見通し、経済成長や需給変動等の外的要因の変化等がフロン類の排出量推計に適切に反映されるような推計モデルを開発し、より現実的なものに近づけるよう、有識者や関係業界へのヒアリング等も行いながら改良する。

(3) 事業期間

委託契約締結日から令和７年３月２１日まで（予定）

(4) 事業実施条件

○ オゾン層保護法及びフロン排出抑制法の上中流対策（フロン類使用合理化対策、グリーン冷媒・機器開発及び指定製品制度、使用時漏えい対策）の制度内容（関連法規や業界規格等を含む）や制度策定経緯（フロン類の流通・使用実態、フロン類使用量・排出量の算出方法や

削減目標設定の考え方　等)、地球温暖化対策を巡る国内外の政策動向を詳細に理解しており、そのスキームを活用した事業の具体的な設計を行うことができること。

○ 指定製品の深掘り検討や使用時漏えい量把握方法の見直し等の業務について、膨大な情報・データを入手し、これまでのルーティンではない多角的な分析を行うなどの業務について、円滑に行える事業実施体制を迅速に立ち上げることができること。また、それらの業務を遂行する実施計画の立案及び具体的な実施方法の提案ができること。

○ 当該実施計画を遂行するために必要な要員及び協力企業(再委託先、外注先等)を確保できること。

２．説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、５．に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和６年５月７日（火）１０時００分までに登録してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和６年５月７日（火）１５時００分

３．参加資格

・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第７０条中、特別の理由がある場合に該当する。

・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

・過去３年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

４．留意事項

・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。

・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。

・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。

・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
・提供された情報、資料は返却いたしません。
・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】
・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

②総額に対する再委託の割合が５０％を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が５０％を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

＜事業類型＞

Ⅰ．多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）

Ⅱ．現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）

Ⅲ．多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）、④報取扱者名簿及び情報管理体制図（別添２）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

・委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

〇原則開示とする書類

・提案書等に添付された「再委託費率が５０％を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和５年４月３日決定）において、政府の実施する公共調達に

おいては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf

５．提出先・問合せ先

〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省　製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室　富田、宇垣宛て

TEL　０３－３５０１－４７２４

E-mail　bzl-gyoumu-ozone@meti.go.jp

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

６．提出期限

令和６年５月２２日（水）１２：００

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

（別　添１）

（様　式）

年　　月　　日

入札可能性調査　登録用紙

事業者名

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 表 者 氏 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先

ＴＥＬ：

ＦＡＸ：

E-mail：

担当者名：

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、登録致します。

（別添２）

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号及び国籍（※４）
情報管理責任者（※１）	A						
情報取扱管理者（※２）	B						
	C						
業務従事者（※３）	D						
	E						
再委託先	F						

（※１）受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※２）本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※３）本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

（※５）住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

（例）

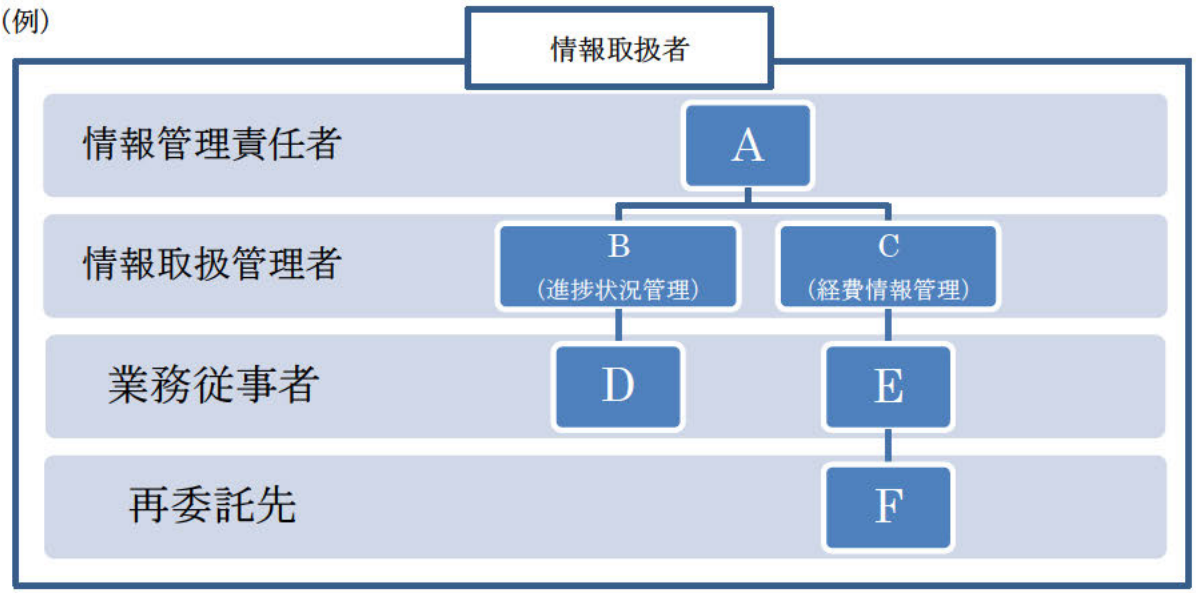

【情報管理体制図に記載すべき事項】

・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

別添

再委託費率が５０％を超える理由書

住　　所
名　　称
代 表 者 氏 名

１．件名

令和６年度化学物質規制対策事業（フロン類の排出削減対策に関する調査）

２．本事業における再委託を有する事業類型

※「４．留意点②＜事業類型＞」に記載のある事業類型「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかを記載してください。

※また、特段の定めがない場合は、「ー」を記載してください。

３．本事業における主要な業務（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）の内容

※「２．本事業における再委託を有する事業類型」に対して、提案内容が合致する理由も含めてご記入ください。

「ー」を選択した場合は、事業類型に合致する理由の記載は不要です。

＜記載例＞ 本事業における主要な業務は、・・・・であり、その他関連業務として・・・・を実施する上で、事業類型（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）が示すように、（落札者）と委託、外注先の業務体系が（事業類型Ⅰ～Ⅲの内容）のような関係となる。

４．再委託費率

※再委託（契約書上の再委託：第７条１項（消費税込み））÷総額（消費税込み）×１００により算出した率。

●●．●％

５．再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

再委託名	精算の有無	契約金額（見込み）（円）	比率	再委託先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり	・・・・等の各種データ収集・提供
【例】〇〇（株） [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	一者選定 理由：〇〇（株)については、・・・を実施出来る唯一の事業者であるため等。	コールセンター
【例】△△（株） [再々委託先]	無	2,000,000	―	〇〇	・・・・
【例】□□（株） [再々委託先]	無	3,000,000	―	〇〇	・・・・

※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル３ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

※一者選定の場合は、当該事業者でなければ事業を実施出来ない理由を記載すること。

６．履行体制図

【例】

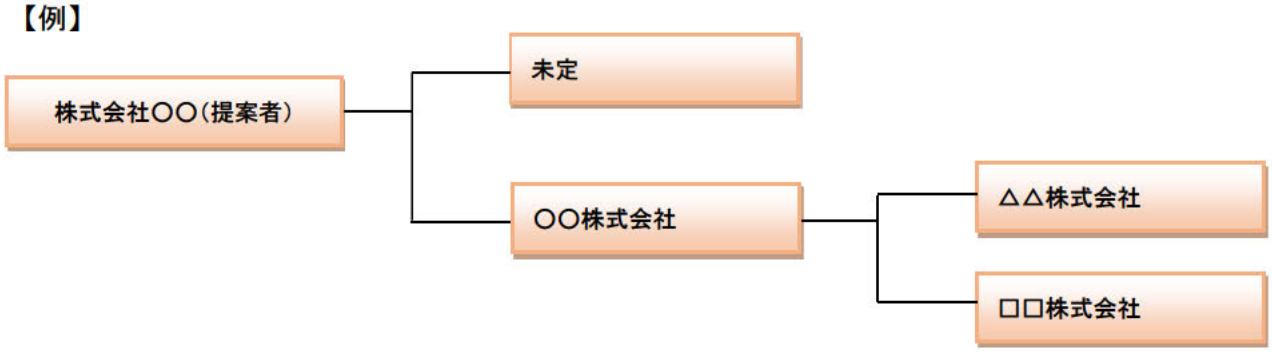

７．再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

＜記載例＞

〇〇調査事業の性格上、・・・・・・・の要素が、事業実施の上では必要不可欠であり、再委託・外注をせざるを得ない。その上、以下のような事業者へそれぞれ必要な内容の再委託・外注をする。また、（２．記載の内容のとおり）については、同社で実施することで事業における主要な業務は、再委託・外注していない。

●●（株）：・・・分野における各種データ収集・分析については、●●（株）の有する・・・・・を活用して実施することが必要不可欠であるため、●●（株）に再委託する。

〇〇（株）：

△△（株）：

■■（株）：

▲▲（株）：

※本理由書は開示請求があった場合は、原則開示となる文書であることを前提に記入すること。

※再委託費率が５０％を超える理由書は開示請求があった場合は、原則開示となる文書となるため、不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、該当部分を（別紙）として本紙の様式に沿って分けて作成すること。